

高校生等奨学給付金の申請に必要な書類等について

	全日制・定時制・通信制		専攻科		備考
	生活保護（生業扶助） 受給世帯	非課税世帯	所得割額合計 105,500円未満世帯	多子世帯※1	
個人番号カード・個人番号通知カード等	○（生）※2	○	○	○	ほか個人番号記載住民票
課税証明書等	-	△	△	△	令和7年度の証明書に限ります。 特別徴収税額の変更・決定通知書、納税通知書でも代用可能です。 生活扶助受給世帯の場合は、生活保護受給証明書でも代用可能です。
生業扶助受給証明書（様式2）	△※3	-	-	-	令和7年7月1日以降に発行されたものに限ります。 生活保護受給証明書でも代用可能です。
家計急変事由確認書類	-	■※4	■	■	案内書類等を参照し、家計急変事由が確認できる書類を用意してください。
家計急変収入書類	-	■	■	■	収入見込証明書、収入申告書等 年収見込額を算定し、支給の可否を審査します。

※1 多子世帯とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、生計維持者が扶養する子が3人以上の世帯を言います。

※2 （生）…生徒本人分 （保）…保護者等分 （生・保）…生徒本人と保護者等分

※3 「△」は、個人番号を利用して申請をする場合、省略が可能です。

※4 「■」は、家計急変の申請を希望される場合に追加が必要です。